大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 第33条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第53条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第53条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。 第141条の2第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分 に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第141条の2第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第4条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第26条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第26条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48 条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産に

ついて受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の7の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第5条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第5条の10において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第26条の4、第26条の7から第26条の10まで、附則第4条の4第2項、附則第5条の4第1項、附則第5条の6の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8第2項、第32条の9第1項及び前条の規定の適用については、第26条の8第2項及び前条中「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の9第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第5条の8第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)
- 第5条の9 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に 記載すべき各納期の納付額については、第31条の規定にかかわらず、次に定 めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の 市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される 普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収

に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用が ないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をい う。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において 「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその 者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額 及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項に おいて「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその 者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た 金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の 特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に 相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場 合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に 規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納 期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個 人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの 納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控

除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額 との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納 付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、 第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴 収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額 とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第32条の5第1項の規定により 普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規 定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、 適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

- 第5条の10 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の6第1項の規定により 特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民 税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額 及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等 に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の 市民税の額(附則第5条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に算 出される第32条の6第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係 る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含 む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号 において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をい う。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に 係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項 において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額 控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴 収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民 税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除 した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金 額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満で あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項に おいて「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係

る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項におい て「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期 に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人 の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第 32条の7に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方 法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以 下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期 においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民 税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期にお いてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年 の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特 別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未 満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、そ の端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金 額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収 に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項に おいて「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3 月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額

からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除 した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におい てはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第32条の8の規定の適用については、 同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者 に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附 則第5条の10第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」と する。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民 税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めると ころによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の9第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数が

あるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の 市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月 分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の 初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月 分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額 を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間 においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の9第2項の規定により読み替えられた第32条の6第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第32条の8の規定の適用については、 同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者 に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附 則第5条の10第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」と する。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の10第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の11 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第

4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の4、第26条の7から第26条の10まで、附則第4条の4第2項、附則第5条の4第1項、附則第5条の6の2第1項、附則第5条の7及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の7」に改め、同条第3項中「第26条の10第1項」の次に「、附則第5条の8第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第26条の10第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第5条の8第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の7及び」とあるのは「附則第5条の7、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第8条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項

中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所 有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項 に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規 則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る 住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認めら れるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用す ることができる。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第13条の3を削る。

附則第13条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条を附則第13条の3とする。

附則第13条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条を附則13条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第13条の5 法附則第15条第38項(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第3項中「令和4年度及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第16条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第 34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第17条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。 附則第21条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の8及び附則第5条の11の規定の適用については、附則第5条の 8第1項及び附則第5条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第27条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項から第4項までに定めるものを除き、この条例による改正後の大垣 市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法 等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地 方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規 定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第3条 次項及び第3項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に 供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。